

新潟市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の施行に関する事務処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年11月11日

新潟市消防局長 阿部 一彦

新潟市消防局訓令第12号

新潟市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の施行に関する事務処理規程の一部を改正する規程

新潟市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の施行に関する事務処理規程（平成23年新潟市消防局訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第39条第1項各号中「第11条」を「第14条」に改める。

附 則

この規程は、令和7年12月25日から施行する。